

告 示

埼玉県告示第七十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年一月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字木曽根字上六百八十七番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図

